

令和4年3月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和4年3月17日(木曜日) 13時15分～15時52分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員
(事務局)西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹
森岡人事主幹 鶴澤係長 萩原主事

議事事項

1 人事委員会事務局職員の人事異動について

令和4年4月1日付けの人事委員会事務局職員(管理職)の人事異動について、事務局から説明を行い了承された。

2 令和4年2月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

3 組織改正等、令和3年給与勧告及び給与条例等改正に伴う関係規則等の一部改正について

(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

給与条例(佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)をいう。以下同じ。)の一部改正及び令和4年4月1日付け組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 医療職給料表(二)から行政職給料表へ異動した職員の号給について新たに規定することとした。(第29条関係)
- 2 医療職給料表(二)の適用を受ける職員に、保健師、助産師、看護師及び准看護師を加えることとした。(第48条関係)

- 3 佐賀県職員給与条例別表第4のイの表の備考2に規定する給料月額に6,000円を加算する職員を定めることとした。(第48条の2関係)
- 4 給与条例(等級別基準職務表)の改正に伴い、医療職給料表(二)級別基準職務表を改正し、医療職給料表(三)級別基準職務表を削除することとした。(別表5及び別表第6関係)
- 5 医療職給料表(三)を廃止し、保健師等は医療職給料表(二)の適用となること等に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第13、別表第14、別表第24、別表第25及び別表第28の10関係)
- 6 給料の切替え及び給料月額を加算措置を踏まえ、昇格メリット及び降格デメリットを4,000円程度抑制することとする等のため、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正することとした。(別表第28、別表第28の5、別表第28の6、別表第28の8の2、別表第28の8の6及び別表第28の8の7関係)
- 7 職務の級を切替えた職員について、在級年数及び昇格に係る経過措置を設けることとした。(附則第2項及び附則第3項関係)
- 8 行政職給料表に係る昇格時号給対応表の改正に伴い、施行日前の異動者の号給の調整について規定することとした。(附則第5項関係)
- 9 その他所要の改正及び規定をすることとした。
- 10 令和4年4月1日から施行

(2) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正案の概要

- 1 医療職給料表(二)から行政職給料表へ異動した職員の号給について取扱いを規定
- 2 医療職給料表(三)を廃止し医療職給料表(二)に統合するとともに、管理職については行政職給料表を適用することとなったことに伴う所要の改正
- 3 その他所要の改正
- 4 適用日 令和4年4月1日

(3) 令和3年改正給与条例附則第4条及び第5条の規定に基づく切替えの特例及び号給の調整についての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

通知案の概要

- 1 令和3年改正給与条例(佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(令和3年佐賀県条例第37号)又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(令和3年佐賀県条例第40号)をいう。)附則第4条に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員として、新たに給料表の適用を受ける職員で、号給決定の再計算上、切替日に職務の級を異にして異動することとなる職員等を規定する等とした。

- 2 令和3年改正給与条例附則第5条に規定する人事委員会の定めるところとして、切替日前に昇格をした職員の切替日における号給より、当該昇格が切替日に行われたものとした場合の号給の方が有利な場合の取扱い等について規定することとした。
- 3 その他所要の規定を設けることとした。
- 3 適用日 令和4年4月1日

(4) 令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

制定の理由

令和3年改正給与条例（佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をいう。以下同じ。）附則第6条の規定による給料の切替えに伴う経過措置について、必要な事項を定める必要があるため。

規則の概要

- 1 令和3年改正給与条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める職員（※）として、切替日以降に初任給基準異動をした職員等を定めることとした。（第3条関係）
※令和3年改正給与条例附則第6条第1項の給料を支給しない職員
- 2 令和3年改正給与条例附則第6条第2項の規定に定める給料（1の職員等の現給保障に係る経過措置としての給料）について定めることとした。（第4条関係）
- 3 令和3年改正給与条例附則第6条第3項の規定に定める給料（国家公務員等から人事交流等により採用された職員の現給保障に係る経過措置としての給料）について定めることとした。（第5条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 令和4年4月1日から施行

(5) 令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の運用についての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

通知案の概要

- 1 規則第2条に規定する初任給基準異動、再任用職員異動、人事交流等職員に準ずる職員についての詳細を規定することとした。（第2条関係）
- 2 規則第4条第2項に規定する複数事由該当職員に準ずる職員として、切替日の前日において適用されていた給料表以外の給料表の適用を受けているときに降格又は降号をした職員を規定することとした。（第4条関係第1項）

- 3 規則第4条第2項第7号に規定する、切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合の現給保障基礎額については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額と規定することとした。（第4条関係第2項）
- 4 規則第4条第3項に規定する複数事由該当職員の現給保障基礎額について規定することとした。（第4条関係第3項）
- 5 規則第5条第1項に規定する人事委員会の定める職員として、新たに給料表の適用を受けることとなった日における号給について人事委員会の承認を得て決定された職員と定めるとともに、人事委員会の定める額は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とすることとした。（第5条関係）
- 6 適用日 令和4年4月1日

(6) 令和4年改正初任給等規則附則第5項の規定に基づく号給の調整についての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

通知案の概要

- 1 令和4年改正初任給等規則附則第5項に規定する人事委員会の定めるところとして、施行日前に昇格をした職員の施行日における号給より、当該昇格が施行日に行われたものとした場合の号給の方が有利な場合の取扱い等について規定することとした。
- 2 その他所要の規定を設けることとした。
- 3 適用日 令和4年4月1日

(7) 切替日の前日から引き続き休職等をしてきた職員が切替日以後に復職等をした場合等の復職時調整についての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

通知（案）の概要

- 1 切替日前の休職等の期間を含む期間に係る復職時調整については、以下の調整等を順次行った場合に得られるところによることとした。
 - (1) 切替日の直前の昇給日に係る算定期間までの復職時調整を行う。
 - (2) 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号）又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第40号）附則第2条から第5条までの規定による給料の切替え等を行う。
 - (3) 前号により得られる号給を基礎として、切替日の直後の昇給日に係る算定期間以降の復職時調整を行う。
- 2 適用日 令和4年4月1日

(8) 免許所有職員等の経験年数の取扱いについての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

免許所有職員等の経験年数の取扱いについて、医療職給料表の見直し後も同様の取扱いができるよう、従来の通知の語句を修正し同様の内容を定めることとした。

(参考) 通知の内容

- ▶ 免許取得のための試験合格後に、やむを得ない事情により正式の免許取得の時期が遅れた場合は、試験合格時をもって免許を取得した時とみなすことができる。
- ▶ 免許取得前に、免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴について、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、その経歴の年数の8割以下の年数（均衡を著しく失う場合は10割以下の年数）を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

(9) 医療職給料表（二）の適用を受ける保健師、助産師、看護師及び准看護師の初任給等の決定についての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

保健師、助産師、看護師及び准看護師の初任給等の決定における特例基準について、医療職給料表の見直し後も同様の取扱いができるよう、従来の通知の語句を修正し同様の内容を定めることとした。

(参考) 通知の内容

- ▶ 初任給の号給決定における経験年数の換算方法について、規則第15条第1項に定めるものより有利な方法で換算できるとしている。

規則	通知
① 5年までの経験年数 →12月4号換算	① 5年までの経験年数 →12月4号換算
② 5年を超える経験年数のうち公務に直接役立 つと認められる年数 →12月4号換算	② 5年を超える経験年数のうち公務に直接役立 つと認められる年数 →12月4号換算
③ 5年を超える経験年数のうち②以外の年数 →18月4号換算	③ 5年を超え10年までの経験年数のうち②以外 の年数 →15月4号換算
	④ 10年を超える経験年数のうち②以外の年数 →18月4号換算

(10) 教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(二)の適用を受ける職務に異動した場合の号給の決定の承認について

佐賀県教育委員会教育長からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

現在の承認

教育職給料表 → 医療職給料表(三)の適用となった場合

- 教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表の適用を受けることになった場合に準じて、現給保障を基礎とした決定ができるよう承認

今回の承認

- 職務給の見直しにより、医療職給料表(三)から医療職給料表(二)に切替えされた後も、現在の承認同様、現給保障を基礎とした号給の決定ができるようにするもの

(11) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の一部改正に伴い、保健師に対して新たに初任給調整手当を支給する等のため、所要の改正を行う必要がある。

規則案の概要

- 1 初任給調整手当の支給職に、医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で公衆衛生看護学に関する専門的知識を必要とするものを追加することとした。(第2条関係)

- 2 初任給調整手当を支給される職員として、上記1の職に採用された職員のうち、保健師免許証を有するものを追加することとした。（第3条関係）
- 3 初任給調整手当支給職員との権衡職員として、新たに上記1の職を占めることとなった保健師免許証を有するものを追加することとした。（第4条関係）
- 4 上記2・3職員に対する具体的な支給期間及び支給額を規定することとした。（第5条、第6条、第7条及び別表関係）
- 5 具体的な支給額を定める別表を改めることとした。（別表関係）
- 6 手当の支給を受ける医療職給料表（一）適用職の規定について、地域別の規定を削除し、それに伴う規定の整理を行うこととした。（第2条、第4条、第5条、第6条、第7条及び別表関係）
- 7 令和4年4月1日から施行

（12）初任給調整手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の内容

- 1 規則第2条第1項の区分の削除に伴い、「人事委員会が認めるもの」を定めた規定を廃止する。
- 2 規則第6条第1項第3号に定める期間から除外する「人事委員会の定める期間」として、保健師免許証交付前における臨時的任用職員としての任用期間を規定する。
- 3 規則別表備考第3項により、支給額を読み替える職員のうち「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」として、切替日以降に研究職給料表から医療職給料表（二）へ給料表異動をした職員を規定する。
- 4 保健師に対する手当の新設に伴い、支給調書の記入事項等を新たに規定する。（その他の事項関係）
- 5 適用日 令和4年4月1日

（13）初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

通知の改正案の内容

- 1 初任給調整手当に関する規則の一部改正により、手当の支給を受ける医療職給料表（一）適用職の地域別の区分がなくなったことに伴い、通知で定める月額及び支給期間についても、区分を廃止する。
- 2 適用日 令和4年4月1日

(14) 給料の調整額に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号）附則第9条の人事委員会規則で定めるもの及び人事委員会規則で定める額について定めることとした。（第4条関係）
- 2 別表第1のうち、保健師、助産師、看護師及び准看護師について、給料表の切替え後も引き続き当該適用を受けることができることとした。（別表第1関係）
- 3 療育支援センターに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師のうち、児童の指導に直接当たる職員で一定の要件を満たすものに調整額を支給することとした。（別表第1関係）
- 4 給料月額に加算措置が設けられることに伴い、調整基本額を規定することとした。（別表第2関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 令和4年4月1日から施行

(15) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の一部改正及び令和4年4月1日付け組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 管理職手当を支給する職の範囲及び支給する手当の額の区分を改めることとした。（別表第1関係）
- 2 管理職手当の支給額を定める別表第2及び別表第3から、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の表を削ることとした。（別表第2、別表第3関係）
- 3 令和4年4月1日から施行

(16) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)の一部改正並びに令和4年4月1日付け組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 特定幹部職員としない職員の範囲を改めることとした。(第4条の2関係)
- 2 管理又は監督の地位にある職員に、政策統括監、DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監の職にある職員を加えることとした。(第4条の4関係)
- 3 医療職給料表(一)又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員に係る加算を受ける職員について、「人事委員会が別に定める職員を除く」規定を削ることとした。(別表第1関係)
- 4 令和4年4月1日から施行

(17) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正案の概要

- 1 医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、期末手当及び勤勉手当の基礎額に100分の5の加算を受ける人事委員会が定める職員については、人事委員会が認める職員とし、別表1に掲げることとした。(第14項第1号及び別表1関係)
- 2 医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、係長級の職にある職員で、100分の10の加算を受ける職員については、ライン職にある職員その他人事委員会が認める職員とし、別表2に掲げることとした。(第14項第2号及び別表2関係)
- 3 100分の10の加算を受ける別表2に掲げる職員について、再任用職員にあっては、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける職員に加え、医療職給料表(二)の適用を受ける職員に限ることとした。(第14項第2号関係)
- 4 押印見直しに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 適用日 令和4年4月1日

(18) 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての承認変更について

佐賀県知事及び佐賀県教育委員会教育長から申請のあった、期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについて、事務局から説明し、申請のとおり承認することを決定した。

【説明】

1 申請理由

職務職責に応じた給与制度への見直しの一環として、役職段階別加算について見直しを行うが、加算率が下がる者又は加算がつかなくなる者がいるため、激変緩和措置として4年間に限り現行の加算率を適用するもの。

2 検討結果

激変緩和のための措置であるため、承認することは適当である。

(19) 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和4年4月1日付け組織改正に伴い、特殊勤務手当を支給する職員の所属の名称変更が行われるため。

規則案の概要

- 1 令和4年4月1日付け組織改正に伴い、「土地対策課」を「土地利活用課」に改めることとした。(第30条関係)
- 2 令和4年4月1日から施行

(20) 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正内容

(1) 職務給の見直しに伴うもの

(ア) 行政職給料表級別職務区分表

ア 職の設置

- 所長（7級）（食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所）
- 副所長（7級）（食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所）

(イ) 医療職給料表（二）級別職務区分表

ア 職の設置

- 主任主査（4級）

イ 職の改廃

- ・ 3級と4級にまたがる以下の職は、4級とする
副主任学校栄養職員
- ・ 3級から5級にまたがる以下の職は、4級とする
主査
- ・ 3級から5級にまたがる以下の職は、5級とする
係長、主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任歯科衛生士、主任学校栄養職員
- ・ 5級と6級にまたがる以下の職は、6級とする
主幹、専門薬剤師、副課長、課長（現地機関）
- ・ 以下の職は、廃止する
副主査（3級）、副主査（困難）（4級）
- ・ 6級と7級に規定する以下の職は廃止し、7級の欄を削除する
副部長、課長、室長、技術監、所長、副所長

ウ 医療職給料表（三）の廃止に伴う職の移管

- ・ 6級
副所長（精神保健福祉センター）、課長補佐
- ・ 5級
主任保健師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師
- ・ 3級（技師（特に高度））
保健師、助産師、看護師、准看護師
- ・ 2級（技師（高度））
保健師、助産師、看護師、准看護師
- ・ 1級（技師）
准看護師

(ウ) 医療職給料表 (三) 級別職務区分表
廃止する。

(2) 組織改正に伴うもの

ア 行政職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後		
					職務の級		職務の級	
知事	政策部	政策統括監	部長級として新設			政策統括監	9級	
	文化・スポーツ交流局	推進監	「文化・スポーツ交流局」を廃止し、「SAGA2024・SSP推進局」を新設することに伴う職の移管	推進監	6級			
		推進監(困難)		推進監(困難)	7級			
		スポーツ総括監		スポーツ総括監	8級			
	SAGA2024・SSP推進局	推進監					推進監	6級
		推進監(困難)					推進監(困難)	7級
		スポーツ総括監					スポーツ総括監	8級
	リーダー	課長級として職の新設				リーダー	6級	
		リーダー(困難)	課長級として職の新設			リーダー(困難)	7級	
	保健福祉事務所	所長(佐賀中部・唐津・伊万里)	伊万里保健福祉事務所所長を副部長級から課長級へ変更	所長(佐賀中部・唐津・伊万里)	8級	所長(佐賀中部・唐津)	8級	
	産業労働部	DX・スタートアップ総括監	副部長級として職の新設			DX・スタートアップ総括監	8級	
		再生可能エネルギー総括監	副部長級として職の新設			再生可能エネルギー総括監	8級	
	地域農業改良普及センター	副センター長	「地域農業改良普及センター」を「地域農業振興センター」へ変更することに伴う職の廃止	副センター長	5級			
地域農業振興センター	副センター長	課長級として職の新設			副センター長	6級		
	副センター長(困難)	課長級として職の新設			副センター長(困難)	7級		
教育	プロジェクト推進室	指導主幹	副課長級スタッフ職として職の新設			指導主幹	5級	

イ 公安職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後		
					職務の級		職務の級	
警察本部	広報県民課	広報相談統括官	職の廃止	広報相談統括官	7級			
		広報官	職の新設			広報官	7級	
		相談統括官				相談統括官	7級	
	地域課	航空担当官	地域課から警備第二課への職の移管	航空担当官	4級			
		航空担当官(困難)		航空担当官(困難)	5級			
		航空担当官(特に困難)		航空担当官(特に困難)	6級			
	警備第二課	航空担当官					航空担当官	4級
		航空担当官(困難)					航空担当官(困難)	5級
		航空担当官(特に困難)					航空担当官(特に困難)	6級

ウ 医療職給料表（一）級別職務区分表

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後	
					職務の級		職務の級
知事	本庁	医療統括監	特定任期付職員として採用することに伴うもの	医療統括監	4級		

エ 医療職給料表（二）級別職務区分表

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後	
					職務の級		職務の級
知事	共通	主任作業療法士	職の新設			主任作業療法士	5級

2 適用年月日

令和4年4月1日

(21) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

各任命権者において、令和4年4月1日付け組織改正及び職務・職責に応じた給与制度の見直しに伴う職の改廃により、管理職員等の範囲について所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 次の職について職の新設に伴い新たに指定することとした。（別表関係）
 - 本庁（知事部局）
 - ・政策統括監、DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、リーダー
- 2 次の職について職の廃止に伴い指定から削除することとした。（別表関係）
 - 本庁（知事部局）
 - 【改正前】人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の副主査→【改正後】削除
 - 本庁（教育委員会事務局）
 - 【改正前】人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の副主査→【改正後】削除
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 令和4年4月1日施行

4 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について

佐賀県知事から、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「規則」という。）第52条の規定に基づく承認について申請があり、その内容を事務局が説明し、申請のとおり承認することを決定した。

5 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

県内のへき地等学校の指定について見直す必要があるため。

規則案の概要

- 1 へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第13条の規定に基づき、次の学校についてへき地等学校の指定の見直しを行うこととした。

学校名	改正前	改正後
唐津市立大良小学校	へき地学校1級(8%)	へき地学校に準ずる学校(4%)
伊万里市立滝野小学校	へき地学校1級(8%)	削除(閉校のため)
伊万里市立滝野中学校	へき地学校1級(8%)	削除(閉校のため)
武雄市立山内東小学校犬走分校	特別の地域に所在する学校等(へき地手当に準ずる手当(4%)を異動等から原則3年間支給)	へき地学校に準ずる学校(4%)

※上記の表中()は支給割合

※手当支給額=(給料月額+給料の調整額+教職調整額+扶養手当)×支給割合

- 2 令和4年4月1日から施行

6 特定任期付職員の採用等承認について

佐賀県知事から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項に係る特定任期付職員の採用等承認申請があったことについて事務局から説明し、審査の結果、承認することを決定した。

【説明】

- ・健康福祉部医療統括監 1名(任用予定期間 令和4年4月1日~令和5年3月31日(1年間))

7 一般任期付職員の採用承認について

佐賀県知事から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づき、一般任期付職員の採用承認申請があったことについて事務局から説明し、審査の結果、承認することを決定した。

【説明】

- ・課長級 1名(任用予定期間 令和4年4月1日~令和7年3月31日(3年間))

8 一般任期付職員の任期更新承認について

佐賀県知事から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づき、一般任期付職員の任期更新承認申請があったことについて事務局から説明し、審査の結果、承認することを決定した。

【説明】

- ・ 学院長 1名（更新予定期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間））

9 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員の任用に関する規則（以下「任用規則」という。）第9条の規定により任命権者が臨時的任用を行った場合の人事委員会への報告方法を改めることに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 任用規則第9条の規定により任命権者が行った臨時的任用について、毎年度の状況を翌年度の4月30日までに人事委員会へ報告させることとした。（第9条関係）
- 2 令和4年4月1日から施行し、所要の経過措置を設けることとした。

10 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、令和4年2月議会で承認された。

改正内容

- 1 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されることに伴い、同条例から引用している条項を改めることとした。（第2条の2及び第11条の2関係）
- 2 令和4年4月1日施行

11 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和3年度人事院報告に鑑み、国において非常勤職員の介護休暇等の取得要件の廃止・緩和が行われることを踏まえ、県の非常勤職員についても同様に介護休暇等の取得要件を見直すこととするため。

改正内容

- 1 介護休暇及び介護部分休暇を請求できる非常勤職員について、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止することとした。（第15条、第16条関係）
- 2 子の看護休暇及び短期介護休暇を取得できる非常勤職員について、「6月以上継続勤務している職員」という要件を「6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員」に緩和することとした。（別表第5関係）
- 3 令和4年4月1日から施行

その他

1 行事予定について